

## 令和3年度 第10回 邑南町教育委員会 会議録

1. 招集期日 令和3年9月28日(火)  
招集場所 元気館 視聴覚室
2. 出席委員 土居教育長、服部委員、武田委員  
欠席 森岡委員、井上委員
3. 説明のため出席を求めた者及び参加者  
高瀬学校教育課長、三上生涯学習課長
4. 会議録に署名すべき委員の指名  
服部委員、武田委員

土居教育長：

日程第1

これより、第10回の邑南町教育委員会を開催いたします。

(9:30~)

日程第2

今日の教育委員会の会議録署名は、服部委員さん、武田委員さんにお願いをいたします。

日程第3 議決事項

議案第34号令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定についてお諮りをいただきます。事務局から説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

会議録をはぐっていただきまして議案第34号になります。令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。議案書一枚はぐっていただきますとそちらに実施要綱を付けております。実施要綱の次に今回の申請されたかたの認定について表にしたものがございます。小学校で5名の方、中学校で1名の方それぞれ申請がありまして、小学校それぞれの表の一番右端になりますが、所得審査の点数をそこに表示しておりますが、それぞれ以下のように点数の表示となっております。その一覧表をはぐっていただきますと、本日の受給申出書の写しの方付けておりますので、またそちらをご覧いただければと思います。これについては以上でございます。

土居教育長：

資料が付いておりますが、以下個人情報につき省略 審査が出ておりますので、それ

らを鑑みて審議をお願いしたいと思います。

武田委員：

厳しそうですよね、皆さん大変そうです。

土居教育長：

ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

教育委員：

ありません。

土居教育長：

それでは議案第34号令和3年度要保護及び準要保護児童生徒就学援助の認定については承認いただけますでしょうか。

教育委員： 了

土居教育長：

それでは議案第35号指定学校の変更についてを審議をお願いいたします。では事務局。

高瀬学校教育課長：

議案第35号指定学校変更についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら指定学校変更申出書がございます。

以下個人情報につき省略

今度令和4年の新一年生の方からの申請となっております。これにつきましては、前回も令和4年度の4月の方からの指定校の変更申出書がございました。その2名の方については保留という形で、決定しないと言う訳ではないんですが時期的に早いので、保留という形をとさせてもらっております。今回この方についても令和4年の4月ということになっておりますので、この内容等については委員さんからご意見いただけると思いますが、決定については少し保留という形でさせていただければと思います。時期が来た段階で改めて決定という形で保護者の方へ通知を送らせていただければと思います。以上よろしくお願ひします。

土居教育長：

指定校については12月ぐらいに保護者宛てに出すので、それを待ってから判断をしてもらうということで、以前も保留とさせていただいておりますので、同じ扱いでよろ

しいでしょうか。

教育委員：

はい。

土居教育長：

それでは第35号については保留ということで、よろしくお願ひいたします。

続きまして議案第36号教育支援委員会への諮問についてを審議をお願いします。では事務局説明をお願いします。

高瀬学校教育課長：

続きまして議案第36号教育支援委員会への諮問についてでございます。これにつきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条の規定により教育委員会の議決を求めるものでございます。一枚はぐっていただきますとそちら一覧表を載せております。そちら教育支援委員会の第2回の判定会議の方に審議していただく方、10名の方名簿にさせてもらっております。第2回の判定会議につきましては10月21日に予定しております、参加していただいた委員の方からこちら10名の方の審議等していただくものでございます。これについては以上でございます。

土居教育長：

教育支援委員会への諮問について10人の子どもの名前があがっておりますが、これについて諮問をお願いしてよろしいでしょうか。

服部委員：

諮問会はいつあるんですか。

高瀬学校教育課長：

10月の21日です。これは南原さんから状況を聞いとるんでお話ししさせてもらった方がよろしいでしょうか。以下個人情報につき省略 以上です。

土居教育長：

5番から6番については障がい種の変更について審議をしてもらう。それから8、9、10については通常の学級にいるんだけども特別支援学級等へ入級するかどうかというところを審議をしてもらうということです。1番から4番については保育所の進学に当たって妥当な進学等を決める審議をしていただくということです。1回目は終わっていますので、それについて保護者への説明を、今している段階ですので。ご質問ございませんでしょうか。それでは諮問どおり審議をしていただくといふことによろしいでしょうか。

教育委員： 了

以上で、第10回を終了します。 (～10:12)